

仕 様 書

1 事業名称

令和6年度大阪・関西万博機運盛り上げイベント事業業務委託（以下、「本委託事業」という。）

2 事業目的

此花区では、地元から万博の機運を盛り上げるため、開催前の節目のタイミングにあわせて「万博1000日前1000m手前プロジェクト in 舞洲」や「2023このはな万博700日前イベント」を住民や地元企業と一緒に実施してきた。

令和6年度は、2025大阪・関西万博開催300日前（令和6年6月17日（月））、200日前（令和6年9月25日（水））、100日前（令和7年1月3日（金））の3回、節目のタイミングを迎え、その節目のタイミングにイベントを開催し、万博の機運を盛り上げ、此花区のにぎわいにつなげていく。併せて、2025大阪・関西万博が掲げている持続可能な開発目標（SDGs）への貢献にかかる取組みも行う。

3 事業概要

大阪・関西万博の機運を盛り上げるため、令和6年度に3回ある節目のタイミング（万博開催300日前、200日前、100日前）で幅広い年齢層を対象としてイベントを開催するものであるが、うち1回は未来の担い手である子どもたちの万博に対する興味を高める内容を取り入れ、また、すべてのイベントにおいて、SDGsに対する理解が深まる内容を加える。

4 業務内容

(1) イベントの企画・実施

本事業の目的を達成するため、次の内容をふまえ、イベントを企画・実施すること。

ア. 大阪・関西万博のテーマ（いのち輝く未来社会のデザイン）に沿った内容とすること。

イ. SDGsに対する理解が深まる内容を加えること。

ウ. 未来の担い手である子どもたちの万博に対する興味を高める内容を加えること。
（1回以上）

エ. イベント名称においては、「このはな万博 vol. 3」の冠をつけること。

オ. イベントにかかる入場料は徴取しないこと。

カ. イベントの開催は、万博開催300日前、200日前、100日前それぞれに近い日時で、参加者が集しやすい土・日・祝日に開催すること。

キ. イベントで配布するPRグッズのデザインを行うこと

※PRグッズは、紙袋、エコバッグ、ひったくり防止カバーを予定。

なお、ロゴマーク・公式キャラクター等を使用したデザインを作成する際は、大阪市名義で「2025大阪・関西万博マスターライセンスオフィス(2025ML0)」と調整を行うこととし、必要な手続きを代行すること。なお、デザインや写真等、成果物の著作権はすべて大阪市に帰属することとする。

ク. 来場者・出展者等へのアンケート調査を行うなど、事業の効果測定等を実施する

- こととし、参加人数の集計結果とあわせてアンケートの集計結果を報告すること。
- ケ. イベント実施にあたっては、安全管理を十分に行うこと。
- コ. 本イベントには此花区の魅力を発信する内容とすること。此花区の魅力については此花区役所のホームページ等を参考にすること。

(2) 委託業務スケジュール、運営体制の作成

契約締結後速やかに受託者において委託業務スケジュール及び運営体制を明記し実施計画書を作成し、当区へ提出すること。

- ア. 本事業を滞りなく実施できるよう、業務責任者を定め、必要な人員を手配・配置すること。
- イ. 業務スケジュールを発注者と協議のうえ策定し、着実に業務執行が行える体制を構築し、業務責任者によるスケジュールの進捗管理を徹底すること。

(3) 実行委員会の開催

事業実施にあたっては、実行委員会をイベント開催2週間以上前に1回以上は開催し、各種地域団体等との連絡調整を行い、広く意見を聴取すること。

なお、実行委員会を構成する各種地域団体等は、発注者と調整を行うこと。(参考：500日前イベント実行委員会 6団体・1個人で構成)

(4) 戦略的な広報・PRの実施

イベントを効果的に宣伝し、集客を図るため、活用する広報媒体・手法について検討し、発注者と協議のうえ戦略的な広報・PRを実施すること。

(5) その他事業目的の達成のために必要な事項

本事業の遂行で必要となる各種業務を行うこと。

5 委託期間 令和6年4月1日(月) ~ 令和7年2月28日(金)

6 再委託について

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
(委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等)
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に定める業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 受注者は、(3)により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(4)に定める承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委

託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を上記(3)及び(4)に定める書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7 事業報告等

- (1) 委託料は、業務報告書（人権問題及び障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応にかかる研修報告を含む）に基づき支払うものとする。ただし、必要と認める場合は、概算払いに関する特約条項により前払いすることができるものとし、前払いをおこなった場合は、精算書を令和7年2月28日（金）までに作成し、速やかに提出すること。
- (2) 事業の適正な執行を期するため、業務完了前であっても、受注者に対し必要な報告もしくは、証拠書類の提出を求めることがある。

8 特記事項

- (1) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）を遵守すること。
- (2) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪市規則第102号）を遵守すること。

9 その他

- (1) 本委託事業の実施にかかる会議や説明会等の会場は此花区内とする。
- (2) 本委託事業を担当する人員を配置し、業務遂行に支障のないよう発注者との連携を密に図り、業務全般の円滑な運営体制を構築すること。
- (3) 受託者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。
- (4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。
- (5) 本事業で知り得た個人情報、法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、提供データについては業務完了後速やかに本市へ返却するとともに、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- (6) 事業実施にあたり、本委託料だけでなく、必要に応じて協賛金等を集める場合、用途等の透明性を確保するとともに、本委託料による執行分と明確に区分し、適正な会計処理を行うこと。
- (7) この仕様書に定めがない事項及び疑義がある場合は、発注者と受注者において適宜協議のうえ定めるものとする。
- (8) その他の本市事業及び区内コミュニティ関係事業等と共催することが、本委託業務の目的達成に効果的と見込める場合には、その実施を妨げないものとする。